

# 下水道使用料の賦課漏れ等について

平成29年10月20日

久御山町

本町では、平成29年9月に過去の下水道使用料賦課漏れを発見したことを受け、緊急調査したところ、下水道接続検査が済んでいるが賦課できていない事案があることが判明しましたので、お知らせします。

下水道使用料が賦課漏れとなり、町民の皆様にご迷惑をお掛けすることとなり心からお詫び申し上げます。

## 1 賦課漏れ金額等

### ・ 賦課漏れ期間

平成2年6月から現在まで

平成2年から2件、平成5年から8件、平成11年から1件

合計11件（平成26年5月の時点で下水道使用料の賦課漏れを把握していたが処理できていなかったもの）

### ・ 賦課漏れ金額

12,430,794円（うち時効消滅額10,270,232円）：平成29年8月末現在時効になっていない過去5年以内の遡及請求額2,160,562円

## 2 今後の対応

複数職員によるチェック体制の強化を図るとともに、「久御山町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策委員会」を立ち上げたところであり、以下のとおり賦課漏れの原因究明と詳細調査及び再発防止策を講じる。

### (1) 賦課漏れの調査

今月中を目途に電算データと下水道竣工台帳の全件照合を実施中。

### (2) 過去の賦課漏れにかかる遡及請求について

賦課漏れが判明した対象者に個別に連絡し、丁寧に経緯を説明し、遡及請求額の確認を行った上で遡及請求の手続きを実施する。

なお、支払方法については一括納付を基本としながら、分納など対象者の事情を考慮して対応予定。

### (3) 追加調査の実施

町内全域を対象に下水道接続状況調査を実施する。

### (4) 再発防止策

事務処理マニュアルの作成に取り組む。